

関係機関の皆様

高度被ばく医療支援センター連携会議
事務局

派遣チーム研修の受講対象者について

【概要】

令和6年度第3回連携会議（令和6年8月8日開催）において、以下の方針が決定されました。

旧体系中核人材研修修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも中核人材技能維持研修を受講できることとする。

上記決定に伴い、旧体系派遣チーム研修修了者で基礎研修を修了して期限延長された方の待遇についても、連携会議および研修部会にて検討を行いました。

令和6年度第7回連携会議（令和6年12月26日開催）において、以下の方針が決定いたしましたので、お知らせいたします。

旧体系派遣チーム研修修了者で基礎研修を修了して期限延長された方が、中核人材研修を受講せずとも派遣チーム研修を受講できることとする。

（上記検討結果理由）

研修を受講するまでの期間が延びるほど、知識や技能は低下するという現実がある一方で、受講者側に研修の受講負担があること、また次世代の育成が急がれている現状があることから、上記審議結果に至った。人材の質の維持・向上も重要であると認識する一方で、人材の量的確保に重きを置いた決定となる。

【運用方法】

令和7年1月より運用を開始する。

現在、本決定に伴う被ばく医療研修認定委員会運用取り決めの改定手続きを行っております。改定され次第、改めて情報共有いたします。

引き続き、原子力災害医療研修への一層の充実を図って参りますので、ご支援・ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上

【参考：被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め（記載案）】

記載案	現行	備考欄
<p>第12条 (4) 専門研修のうち、原子力災害医療派遣チーム研修を受講する者は、原子力災害医療中核人材研修、原子力災害医療中核人材技能維持研修、原子力災害派遣チーム研修のいずれかを修了し、有効期限内の修了証を有する者もしくは平成26年度以降令和2年度までに開催された派遣チーム研修（相当の研修を含む）の修了者で、令和3年度から令和5年度までの基礎研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。</p>	<p>第12条 (4) 専門研修のうち、原子力災害医療派遣チーム研修を受講する者は、原子力災害医療中核人材研修、原子力災害医療中核人材技能維持研修、原子力災害派遣チーム研修のいずれかを修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。</p>	<p>(修正)</p>

<本件問合せ先>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

基幹高度被ばく医療支援センター事務局

e-mail : koudo_kikaku@qst.go.jp